

板橋区高齢者・障害者ごみ戸別収集サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集積所へ自らごみを排出することが困難なひとりぐらしの高齢者、障害者の世帯に対し、ごみの戸別収集サービス（以下「サービス」という。）を実施することによりこれらの者の日常生活の負担を軽減し、もって区民福祉の向上を図ることを目的とする。

(サービス実施の基本原則)

第2条 サービスの実施にあたっては、対象世帯構成員へ対するボランティア、近隣住民等による地域における助け合いの原則を損なうことがないように配慮しなければならない。

(対象世帯)

第3条 サービスを受けることができる世帯は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、集積所へ自らごみを排出することが困難で、他の者の協力が得られない世帯とする。

- (1) 65歳以上のひとりぐらしの高齢者又は65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯で、構成員全員が介護保険の要介護認定により、要介護又は要支援と認定されているもの
- (2) ひとりぐらしの障害者又は障害者のみで構成されている世帯
- (3) 上記に準ずる世帯と、区長が特に必要と認めた世帯

サービスを受けることができる世帯の数は、作業計画の範囲内で資源環境部が定めるものとする。

(申請)

第4条 サービスを受けようとする世帯の構成員又は親族関係者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記第1号様式）により区長へ申請しなければならない。

(調査及び決定)

第5条 区長は、前条に規定する申請があったときは、排出困難度を調査し、サービスを行うか否かを決定する。

2 区長は、決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に承認・不承認の決定を通知する。

(収集)

第6条 区長は、原則として通常の収集体制の中で収集を実施するものとする。

(中断又は中止等)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じたとき、入所、入院、その他の理由により、一時的に収集が必要でなくなるとき、又は対象世帯としての要件を欠くに至ったときは、速やかに区長に届け出るものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日より一部改正する。

高齢者・障がい者戸別収集申請書

宛 板 橋 区 長

高齢者・障がい者戸別収集を受けたいので下記のとおり申請します。 申請年月日 平成 年 月 日

申 請 者	氏 名	ふりがな	姓 別	明・大・昭	階 層		人	
	住 所	板橋区 町・丁目 番 号					エレベーター	有り・無し
	介護認定：要介護（1. 2. 3. 4. 5）・要支援 障がいの区分：身体（肢体・視覚・内部・その他） _____ 級 ：精神 _____ 級 知的 _____ 度 その他：							
申 請 者 の 代 理 人	氏 名	ふりがな	申 請 者 と の 関 係					
	住 所	板橋区 町・丁目 番 号				電 話		
申 請 者 の 同 居 人	氏 名	ふりがな	申 請 者 と の 関 係			年 齢	歳	
	介護認定：要介護（1. 2. 3. 4. 5）・要支援 障がいの区分：身体（肢体・視覚・内部・その他） _____ 級 ：精神 _____ 級 知的 _____ 度 その他：							
緊 急 時 の 連 絡 先	№1 氏 名	ふりがな	申 請 者 と の 関 係					
	住 所	板橋区 町・丁目 番 号				電 話		
	№2 氏 名	ふりがな	申 請 者 と の 関 係					
	住 所	町・丁目 番 号				電 話		

⇒ 裏面にも記入事項があります

現在のごみ出しの状況をお書きください。

1 誰がごみをだしていますか：

2 どのようにだしていますか：

ごみを集積所まで出せない理由をお書きください。

1 身体的理由

2 住居環境

3 その他の理由

添付書類

- 1 介護保険対象者は、介護保険被保険者証または要介護度の決定通知書のコピーを添付してください。
- 2 障がいのある方は、交付を受けている障害者手帳のコピーを添付してください。

申請にあたっては、下記のことを承諾します。

- 1 ごみを適正に分別し、事前に清掃事務所と打ち合わせた場所、時間に排出します。
- 2 不在となることがあらかじめわかるときは、事前に連絡します。
- 3 戸別収集の必要がなくなったとき、又は中断する事由が発生したときはすみやかに連絡します。
- 4 戸別収集サービスの申請にあたり、申請内容の確認に必要な範囲において、板橋区が保有する私個人にかかわる福祉関係の個人情報を清掃事務所が利用することを承認します。

板 第 号
平成 年 月 日

板橋区高齢者・障がい者戸別収集決定通知書

様

板 橋 区 長
坂 本 健

公 印

平成 年 月 日付、板橋区高齢者・障がい者ごみ戸別収集申請については、

承 認

と、決定しましたので通知いたします。

記

承認の条件

1 収集場所

板橋区

町・丁目

番

号

2 収集日

① 可 燃

曜日

② 不 燃

曜日

③ 資 源

曜日

3 お願い

(1) ごみ出しの場所は、（

）をお願いいたします。

(2) ごみは分別して、決められた収集日の午前8時まで上記の場所へ出してください。

(3) 入所・入院・旅行等で不在となる場合や、戸別収集の必要がなくなった場合は、清掃事務所へ連絡をしてください。

問合せ先

清掃事務所 電話

担当

板 橋 区 第 号
平成 年 月 日

板橋区高齢者・障がい者戸別収集決定通知書

様

板 橋 区 長
坂 本 健

公 印

平成 年 月 日付、板橋区高齢者・障がい者ごみ戸別収集申請については、

不 承 認

と、決定しましたので通知いたします。

記

不承認の理由

不承認とした理由は、下記のとおり

- 1 申請者がごみを集積所へ出すことに支障が認められないため。
- 2 近隣に居住する親族、又は近隣の協力により集積所へのごみ出しがかのうであるため。
- 3 資格要件を満たしていないため。
 - (1) 65歳以上のひとりぐらしの高齢者、高齢者のみの世帯に該当しない。
 - (2) 介護保険の認定を受けていない。
 - (3) ひとりぐらしの障害者、又は障害者のみの世帯に該当しない
 - (4) 障害者手帳の交付を受けていない
- 4 その他

問合せ先

清掃事務所 電話

担当